

茨城県知事 大井川 和彦 殿

土浦市長 安藤 真理子



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年12月9日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 プレイアトレ土浦  
所在地 土浦市有明町1番30号

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 喜勢 陽一

住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
※意見なし		



(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。